

第三十四号議案

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成七年三月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都市計画J R小岩駅南口地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

東京都市計画二之江西地区地区整備計画区域
東京都市計画二之江西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第二東京都市計画J R小岩駅南口地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

東京都市計画二之江西地区地区整備計画区域	A 住居街区	<p>(一) ホテル又は旅館 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バドミントン練習場その他これらに類する運動施設</p> <p>(二) 荷貨物集配所 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が、五百㎡を超える建築物</p> <p>(三) 倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が、二百㎡を超える建築物</p>
B 住居街区		<p>百㎡。ただし、当該区内の区画道路の用地取得に伴い、区が代替地として売却又は交換した土地の一部を一つの敷地として使用する場合は適用しない。</p>
		<p>(一) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から幅員六m未満の区画道路境界線までの距離は○・五m以上とする。</p> <p>(二) 前号の規定にかかわらず、最高限度を超える既存建築物の建替えについては、既存建築物の高さを超えない範囲内とする。</p> <p>(三) 法第五十九条の二の規定は適用しない。</p>

第34号議案

近隣商業 街区	準幹線道 路沿道街 区	幹線道路 沿道街区 B	幹線道路 沿道街区 A
(一) 風営法第二条第五項 に規定するもの (二) デートクラブ (三) 風営法第二条第一項 第七号及び第八号に規 定するもの			(一) ホテル又は旅館 (二) ボーリング場、スケ ート場、水泳場、ゴル フ練習場、バッティン グ練習場その他これら に類する運動施設

(一) 二十五 mとする。 (二) 前号の 規定にか かわらず、 最高限度	(一) 十六 mとする。 (二) 前号の 規定にか かわらず、 最高限度 を超える を越える 既存建築 物の建替 えについ ては、既 存建築物 の高さを 超えない 範囲内と する。 (三) 法第五 十九条の 規定は適 用しない。	(一) 十九 mとする。 (二) 前号の 規定にか かわらず、 最高限度 を超える を越える 既存建築 物の建替 えについ ては、既 存建築物 の高さを 超えない 範囲内と する。 (三) 法第五 十九条の 規定は適 用しない。
--	--	--

B 景観街区	A 景観街区	環状七号線沿道街区	
(四) 店舗、飲食店その他これらに類するもので (三) 荷貨物集配所 (二) (一) ホテル又は旅館、ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バドミントン練習場その他これらに類する運動施設			
		(一) 三十一mとする。 (二) 前号の規定にかかわらず、最高限度を超えるものを既存建築物の建替物件については、既存建築物の高さを超過しない範囲とする。 (三) 第五十九条の規定は適用しない。	(一) 三十一mとする。 (二) 前号の規定にかかわらず、最高限度を超えるものを既存建築物の建替物件については、既存建築物の高さを超過しない範囲とする。 (三) 第五十九条の規定は適用しない。

C	景観街区
(一) 風営法第二条第五項 に規定するもの	その用途に供する部分 の床面積の合計が、五 百㎡を超える建築物 (四) 倉庫の用途に供する 部分の床面積の合計が、 二百㎡を超える建築物
(二) デートクラブ 風営法第二条第一項 第七号及び第八号に規 定するもの	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

条例の適用範囲に、東京都市計画二之江西地区地区整備計画区域を加える必要があるので、本案を提出いたします。